

環境省施策体系（目標体系）

施策 1．地球温暖化対策の推進

地球温暖化防止に関する取組を国際的に協調して行っていくために1992年に採択された気候変動枠組条約が究極的な目的に掲げる「気候系に対する危険な人為的影響を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させること」を目指す。

京都議定書における2008年から2012年の温室効果ガス排出量6%削減約束を確実に達成する。

目標 1-1．国内における温室効果ガスの排出抑制

2008年から2012年のエネルギー起源二酸化炭素の排出量を、基準年（1990年）総排出量の0.6%相当分の増加に抑制し、非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量を同じく基準年総排出量の1.2%相当分削減する。

また、2008年から2012年の代替フロン等3ガスの排出量を1995年比で基準年総排出量の0.1%相当分程度の増加に抑える。

目標 1-2．森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保

京都議定書第一約束期間における温室効果ガスの吸収量として、京都議定書目標達成計画に記載されている目標である1,300万炭素ト(3.8%)を確保する。

目標 1-3．京都メカニズム活用の推進

我が国における京都メカニズム（CDM・JI・排出量取引）活用のための基盤整備を進めるとともに、事業者等の各主体の京都メカニズムへの関心や理解を深め、京都メカニズムの活用のための我が国の取組を加速させることにより、国内排出削減対策及び吸収源対策に最大限努力してもなお京都議定書の約束達成に不足する差分（基準年総排出量比1.6%）に相当するクレジットを取得する。

本施策を構成する具体的手段

【国内における温室効果ガスの排出抑制】

- ・ 自主参加型の国内排出量取引推進事業や地球温暖化対策技術開発事業など、エネルギー起源二酸化炭素の排出抑制対策の実施。
- ・ 業務用冷凍空調機器からのフロン回収強化など代替フロン等3ガスの排出抑制対策の実施。

【森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保】

- ・ 温室効果ガスの森林吸収源対策に関する国内体制整備。

【京都メカニズム活用の推進】

- ・ 有望なCDM/JI案件の実施可能性調査実施、国別登録簿の整備・運用、京都メカニズムクレジット取得事業の実施。
- ・ CDM/JIに関する途上国等人材育成支援。